



海外における継承日本語教育  
国際フォーラム IN BOSTON

—日本語教育推進法の基本方針制定に向けて—

---

● **継承日本語教育：教員の養成と研修**

- ダグラス昌子
- カリフォルニア州立大学ロングビーチ校
- March 18, 2020
- 7:30-9:30 pm
- Public Garden Room, Sheraton Boston Hotel

(基本方針素案 2.(10) 日本語教育に従事する者の能力および資質の向上【第21条】)

## 要望 1

- 海外の日本語教育  
教員養成・研修に継  
承語教育は入って  
いるのか？

### 1. 海外の継承日本語教育に従事する 教員の養成を含める必要がある

「国際交流基金等と連携し、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、**外国人等である日本語教師**の能力及び素質の向上を支援する」

→ 「**外国人等**」をはずす

## 要望 2

- 継承日本語児童・生徒のニーズにあった教育ができる教師の養成を

（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）文化審議会国語分科会）

## 2. 年少者公認日本語教師の養成と研修機関の設立を

- 年少者継承語教育には成人の外国語としての日本語教育に要求される資格、国内での日本語モノリンガル児童対象の教員資格とは異なる資格が要求される
- 年少者公認日本語教師の資格＝教員免許への追加資格（「バイリンガル・マルチリンガル教育」など特定の科目の履修義務）

## 要望 3

□ 居住国・地域の教育事情を熟知している現地での教員養成・研修への支援を

(日本語教育人材養成・研修のあり方について (報告) 改訂版)

3. 持続可能・安定した教育環境確保のためにも現地に長期滞在・永住する教師の養成と研修が必要 (例 北米)

- 「海外に赴く日本語教師初任研修の教育課程編成の目安 (案)」(同上)には教師は日本から派遣するものという前提がある。
- 派遣による短期滞在は子どもの教育、教師にとっても持続可能な教員としての成長の両面からマイナスになる

## 要望 4&5

- 海外の教育・研究機関との連携への支援を

(基本方針(骨子素案)2(9) 日本語教育の水準の維持向上【20条】)

4. 海外の大学で年少者公認日本語教師の養成と研修のための履修が可能な機関との連携と資格の授与

5. 海外での継承日本語教育の実践と研究の実績・知見の活用

「国際交流基金と連携し、日本語専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進めることで、海外の日本語教育を行う機関の教育水準の維持向上を支援する。」

## 要望 6

□ 継承日本語話者のための「日本語教育の標準」の開発を

(基本方針(素案) 第2章4教育課程の編成に係る指針の策定など【20条】)

6. 継承語話者の言語発達の特徴を踏まえた「継承日本語教育の標準(仮)」や「日本語能力の判定基準」が必要である

【具体策施策例】

「ヨーロッパ言語共通参照枠 (SEFR) を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方針を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の標準(仮)」や「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する」

- 流暢さや発音では母語話者と分別できない場合どうするか
- 対話力と読み書き力に著しい差がある場合どうするか【例 対話力ではACTFL上級、漢字力(読み/書き)ゼロ】
- 対話力と学習言語力の両方の発達を組み込んだものが必要ではないか